

令和 4 年度
教職課程
自己点検評価報告書

大阪経済法科大学

令和 5 年 5 月

はじめに

新たな学習指導要領(第8次改訂版)で示されている資質・能力の育成を着実に進めるため、学校現場ではICTを最大限に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが必要とされています。一方で、学校教育を担う教員不足や教員の労働環境の改善など、軽視できない課題も残されており、教員養成を担う大学でもより多くの教職課程履修者を確保し、教員免許状の取得、また教員として学校に送り出すまで一貫した教育支援を行うことが求められています。そうした中で、大阪経済法科大学では、経済学部と法学部において「中学校教諭一種免許状(社会)」、「高等学校教諭一種免許状(地理歴史、公民)」の3免許を取得する環境を整え、教員不足の課題への対応や教職の魅力向上に関する様々な取り組みを行いながら、教職課程履修者を手厚くサポートしています。

本学の教職課程では、Society5.0時代に求められる資質・能力を有する教師の育成に資する取り組みの一つとして、教職スタッフ(教職員)と教職課程履修者をMicrosoftのTeamsを積極的に活用することによって、コミュニケーションを双方向的に取れる体制を構築しています。また、2022年度から完全実施となった高等学校における「総合的な探究の時間」での指導ができるように、企業の協力を得て、探究学習を実践的に学ぶ教職イベントを開催する等、学生が主体的に考え、取り組む環境を積極的に提案しています。さらに、一人でも多くの教職課程履修者が教員採用試験に合格できるよう、近年の各自治体における教員採用試験の傾向を基に対策講座を実施したり、定期的に外部講師や現職教員の本学OB・OGを招いて教育現場の実態について話を聞くイベントを開催する等、学生のキャリア支援を多面的に行っています。

しかし、手厚くサポートしても教職課程を途中で辞退する学生がいたり、教員免許状は取得したものの教員として学校現場に就職する学生が少ない等、課題は多く残されています。こうした課題を解決するためにも、教職スタッフや学生間の連携を強化しながら、教職課程履修者の学びの質の向上を目指した様々な取り組みやカリキュラム改編、学習室の整備等を積極的に進め、教職課程改革の目標として掲げていきたいと存じます。

大阪経済法科大学
教職課程専門委員会
座長 醍醐 身奈

大阪経済法科大学 教職課程認定学部・学科一覧

経済学部 経済学科 法学部 法律学科	中学校教諭一種免許状(社会)
	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
	高等学校教諭一種免許状(公民)

目次

I	教職課程の現況	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検評価	2
	基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な 取り組み	2
	基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	7
	基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム	11
III	総合評価	15
IV	「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス	16
V	現況基礎データ一覧	17

I 教職課程の現況

1 現況

(1) 大学名：大阪経済法科大学

(2) 学部名：経済学部、法学部

(3) 所在地：大阪府八尾市楽音寺 6-10 花岡キャンパス

大阪府八尾市北本町 2-10-45 八尾駅前キャンパス

(4) 学生数及び教員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学生数： 経済学部経済学科 教職課程履修 24 名／学部全体 961 名

法学部法律学科 教職課程履修 38 名／学部全体 1,127 名

教員数： 経済学部経済学科 教職課程科目担当（教職・教科とも）

8 名／学部全体 25 名（専任教員）

法学部法律学科 教職課程科目担当（教職・教科とも）

5 名／学部全体 26 名（専任教員）

大阪経済法科大学は、1971 年 4 月、大阪府八尾市に経済学部と法学部の 2 学部から成る大学として開設された。「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」・「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」・「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」という建学の理念に基づいて、現在は、経営学部と国際学部、大学院経済学研究科を加えた 4 学部 1 研究科で構成され、花岡・八尾駅前の 2 キャンパスで展開している。

このうち経済学部経済学科と法学部法律学科に教職課程が設置されている。本学で取得できる教員免許状は中学校教諭一種免許（社会）、高等学校教諭一種免許（地理歴史）、高等学校教諭一種免許（公民）である。経済学部・法学部ともに学生の約 4%が教職課程を履修し、過去 5 年間で延べ約 50 名の学生が教員免許を取得している。令和 4 年度の教員免許状取得者数は、経済学部 4 名（中学校教諭一種免許（社会）3 名、高等学校教諭一種免許（地理歴史）3 名、高等学校教諭一種免許（公民）2 名）、法学部 2 名（中学校教諭一種免許（社会）2 名、高等学校教諭一種免許（地理歴史）1 名、高等学校教諭一種免許（公民）1 名）の合計 6 名、延べ取得者数 12 名である。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1-1 教職課程教育の目的・目標の共有

〔現状説明〕

本学教職課程は、「建学の理念、大学の教育目的に基づき、幅広く専門的な知識とともに、豊かな人間性や国際感覚、実践力を有し、使命感を持って教育を担う教員」の育成を目標に掲げている。

経済学部・法律学部それぞれの学部が掲げる教員養成の目標は次に示すとおりである。

1. 経済学部経済学科では、経済学をはじめとする幅広い専門知識を有し、倫理と公共性と責任感を持って、グローバル化する現代社会の教育課題に創造的に対応できる教員の養成を目標とする。
2. 法学部法律学科では、法と政治をはじめとする幅広い専門知識を有し、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の教育課題に積極的に取り組む教員の養成を目標とする。

上記の教員養成の目標は、本学ホームページ「教職課程に関する情報公開」や履修要項、第1回教職課程履修ガイダンスで配布する「教職課程ハンドブック」において明示され、教職課程を履修する学生に周知されている。

なお 2022 年度は学部の教育研究上の目的が 2023 年度から変更されたことに伴い、教員養成の目標についても見直しを行った。新しい教員養成の目標は次に示すとおりであり、2023 年度から適用する。

1. 経済学部経済学科では、経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる教員の養成を目標とする。
2. 法学部法律学科では、基礎的な法学教育を土台として、法学を中心とする高度な専門知識を有し、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む教員の養成を目標とする。

〔長所・特色〕

上記の履修要項や「教職課程ハンドブック」は教職課程履修期間をとおして使用するものであり、配布時のみならず、学期毎のガイダンス等で参照するため、教員養成の目的と目標、またカリキュラムの内容について、学生は繰り返し認識する機会がある。

〔取り組み上の課題〕

育成を目指す教員像の実現に向けて、教職 FD・SD の中で教職課程の目的・教員養成の目標についての共通理解を図り、教職課程を通じて育もうとする学修成果をより具体的な形で学生に提示していくことが求められる。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1-1-1：大阪経済法科大学 HP
(<https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher-training/publication.html>)
- ・資料 1-1-2：履修要項 2022 経済学部 p.81
- ・資料 1-1-3：履修要項 2022 法学部 p.69
- ・資料 1-1-4：教職課程履修ハンドブック 2022 年度入学生用 p.3

基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫**〔現状説明〕**

本学では教務部の下に組織された「教職課程専門委員会」が、教職課程全般に関する基本的方針の審議・決定、実習やガイダンス等のスケジュール及び実施内容の報告・確認・意見交換を行う場として機能している（図 1、2）。

同委員会は教職課程担当教員と職員で構成されており、年間 6 回の会議を開催している。これに加え、教職課程専任教員、担当職員が定期的に行っているグループミーティングをとおして常に情報共有を行っている。

今年度は、教職課程 FD において、授業評価アンケートを扱い、教職課程の授業の質の向上について検討した。

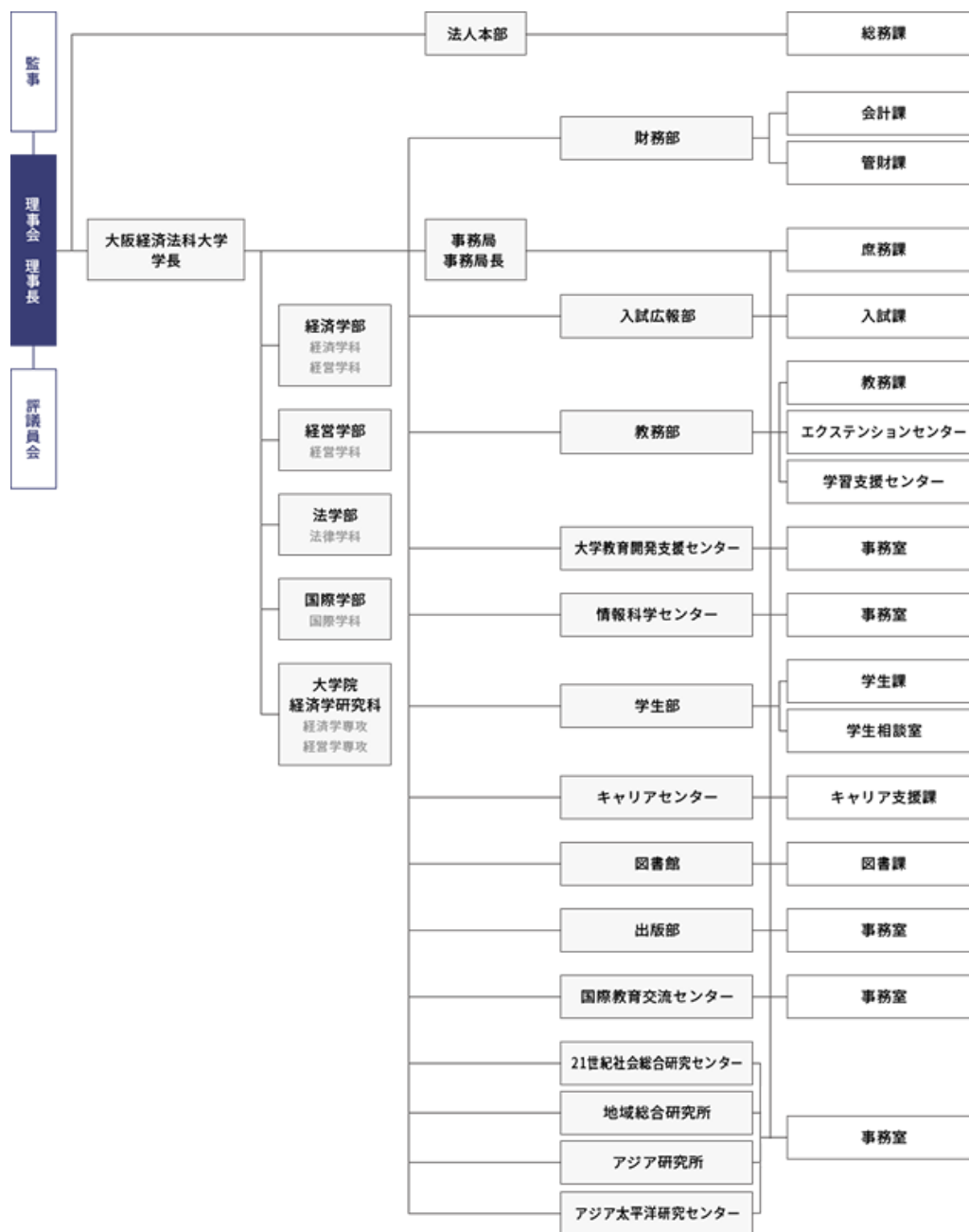


図 1 大学全体の組織図

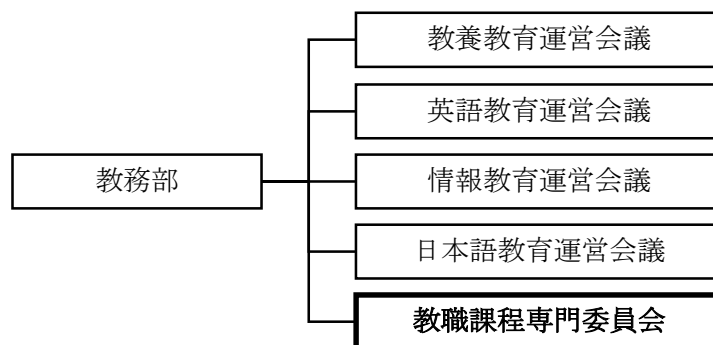


図 2 教務部と教職専門委員会の関係図

〔長所・特色〕

教職課程専門委員会の構成員である教職課程専任教員と職員間で週 1 回程度、教職グループミーティングとして定期的にミーティングを開催し、教職員間で連携を密に図りながら教職課程を運営している。このミーティングでの議論をふまえて介護等体験や教育実習に関わる手続き、あるいはそれに伴うガイダンスの準備や実施等の教職課程実務を担っている。また、ミーティング内では教職課程履修者の情報を常に共有し、必要があれば当該学生に対し教職員より働きかけを行っている。カリキュラムの編成から、学生指導、教育実習や介護等体験などの学外とのやりとりまでが一元的に管理されていることで、効率的かつ臨機応変に対応することができている。

3 月に開催された非常勤講師を含めた教職課程に関わる教職員を対象とした教職課程 FD では、授業評価アンケートを題材に本学教職課程の現状と課題についての情報共有を行い、「教職コアカリキュラム」「課程認定」などについての認識を踏まえたシラバスや各授業の改善に向けての確認を行った。

以上のことから、本学の教職課程においては、「教職協働」による運営とともに、少人数制を活かしたきめ細やかな学生指導を行うことができている。

〔取り組み上の課題〕

教職課程を担う教職員は、定年退職や異動により大きく入れ替わり、現体制での運営は 2 年目である。そのため、経験の蓄積が浅く、模索しながらの教職課程運営であった。今後は達成すべき目標に向けて、具体的な計画に基づいて安定的、継続的な教職課程運営を行うことができるよう取り組んでいくことが求められる。

教職課程における取組みの状況は、教務委員会、教授会を通して各学部教員に伝える機会はあるが、教職課程について十分な理解、協力を得られている状況には至っていない。また、教職科目と教科に関する科目担当者間の連携は進んでいるとは言えない。

い。教職課程の質の向上、学生のキャリア支援の面から両者の協働は重要であると考えられるため、まずは、教職課程専門委員会から学部に対して積極的な情報提供を行うとともに、効果的なFDにつなげることができるように検討していきたい。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1-2-1：教職課程専門委員会議事録
- ・資料 1-2-2：FD 実施報告書

基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

〔現状説明〕

2022 年度より、入学直後に行われる新入生セミナーにおいて、経済学部、法学部の新入生全員に本学で取得可能な教員免許状の種類、1 年生春学期からの履修が可能な「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」や「教科に関する科目」、今後開催されるガイダンス等について説明したチラシを配布し、教職を志して入学した学生が早い段階から必要な科目を履修できるようにするとともに、新入生全体に対して本学で教員免許が取得できることを周知できるようにしている。

教職に関する科目の履修を開始するのは 1 年次秋学期であるため、7 月頃に教職課程の履修を希望する 1 年生に対してガイダンスを実施している。ガイダンスの実施については、Universal Passport 上で広く告知するとともに、各学部の基礎演習の授業を通して案内している。ガイダンス参加者には、教員としての心構えや科目の履修方法等の説明を行った上で、目的意識を持って教職課程を履修するように促している。最終的に学生は、「教職課程履修登録書」の教務課への提出をもって、教職課程の履修登録を完了したことになる。

2 年次以降も各学期開始時に教職課程履修ガイダンスを行い、教職科目の履修登録及び履修カルテの記入について、学年に応じた指導を実施している。ガイダンスでは、学年・学期ごとに取りべき科目と単位を分かりやすく示した教職科目の履修モデルを提示し、適切な時期に必要な科目を履修するように指導している。

〔長所・特色〕

上述の教職課程履修登録書には、教職課程を履修する動機や教員採用試験の受験予定を記す項目があり、学生自身に教職課程を履修する理由をしっかりと考えさせるのに役立っている。また、この教職課程履修登録書を教職担当職員で確認し教員間で共有することで、学生指導の充実にも寄与していると考えられる。

教職課程履修登録書提出後、1 年生は秋学期に開講される「教職論」を履修し、教職の役割や使命について理解した上で、2 年次以降本格的に教職課程の学修を開始する。その後は、教職課程担当教員、教職課程担当職員が連携し、学生が個別に抱える課題に応じた支援も行っている。対応した内容については学修ポートフォリオに蓄積し、教職課程担当者、学部教員間で共有を図っている。

〔取り組み上の課題〕

教職課程履修者は、教職科目の履修状況を記録する履修カルテを作成し、学修ポートフォリオに蓄積していくが、教務課は提出したか否かの確認をするにとどまっている。その内容にまで踏み込み、教職実践演習以外の授業やガイダンス等でも履修カ

ルテを見直し振り返る時間を設けることは、教職に対する意欲を把握し、素質や適性を見極める重要な手段の一つであり、今後必要となってくる。

また、教職科目と学部専門科目が時間割上で重複したために、希望する免許状の取得や教職課程の履修を諦めざるを得なかった学生が存在する。そうした事態を避けるべく、教職科目の履修を確保できるような時間割編成を行うことが求められる。それにより、学生に対し教員免許状取得までの道筋を示すと同時に、教職課程履修の魅力を伝え、できる限り多くの教職を志す学生の確保を図りたいと考えるが、むやみに履修者を増やすのではなく、教員としての資質・能力を持った学生を育成することこそが重要である。そのために、今後は介護等体験や教育実習への参加条件をより厳格なものとし、参加可否の決定を慎重に行うことを検討する必要がある。ただし、条件を満たせない学生を一律に不可として切り捨てるのではなく、意欲の確認をはじめ適切な指導と支援を粘り強く実施しながら、教職課程履修の継続や実習参加可否の判断を適切に行う体制を整えていきたい。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 2-1-1：ガイダンス資料
- ・資料 2-1-2：履修カルテ

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

〔現状説明〕

教職に就くことを志して本学に入学する学生が少人数ながら一定程度いるため、初年次教育を行う基礎演習において、教職志望者を中心とするクラスを各学部で 1 クラス編成し、教職課程専任教員がその担当となっており、学部教育においても初年次から教職を意識した教育を行っている。

教務課において教職課程履修者を Teams に登録し管理しているため、学内の各種ガイダンスの案内だけでなく、教員採用試験等の説明会、講師募集情報、教職大学院の学生募集なども Teams で共有することにより周知を図っている。また、中学校・高校の検定教科書や教員採用試験に関する図書等に関しては、花岡・八尾駅前両キャンパスにある教職課程学習室に配架されており、教職課程履修者であれば誰でも自由に利用できる。

また、正課外の「特修講座 (S コース)」の公務員講座が用意されており、学生は無料で受講することができる。教員採用試験の筆記試験突破に向けて、一般教養科目の対策講座を 1 年次から受講することができる。

このほか、外部の専門学校と提携し、教員採用試験対策ガイダンスや全国統一模試の学内実施、オンライン Live 講座の学生への受講案内を行うなどの教員採用試験対策を行っている。

今年度は、教職課程専任教員による教員採用試験突破講座を開催した。10月から12月にかけて週1回のペースで教職教養、専門教養の筆記試験対策を行ったのち、2月には教員採用試験の出願書類の書き方や概要の説明、3月には面接試験対策を行った。

さらに、教職を目指す学生で組織された教職サークル「先生の寺子屋(せんてら)」が発足した。学年を超えて学生が切磋琢磨することにより、教員免許取得、教員採用試験対策のモチベーションの維持が期待される。

〔長所・特色〕

全員に目が行き届く少人数教育を実施しているため、学生は教員との距離が近く、良好な関係を構築しやすいという特色がある。学生が進路に迷った際には相談に応じたり、教員採用試験を受験する希望者には、上記の対策講座以外に選考書類添削や面接指導等を個別に実施している。

教員を強く志望している学生はもちろん、他の進路と迷っている学生がより具体的に将来についてイメージできるよう、現在教員として教壇に立っている本学の卒業生をゲストスピーカーに招き、教育現場のリアルな姿を学生に伝えてもらうことで、教職への熱意を醸成する機会の提供も行っている。

〔取り組み上の課題〕

今年度は、教職を目指す学生に対して学習室の利用について周知を行い、利用率の向上が見られたが、さらに周知を図り、教員採用試験の勉強や模擬授業の準備、教員採用情報の収集、採用試験対策などのために有効活用できるようにしていくことが望ましい。

また、教職へのキャリア支援が個別の教員任せで、組織的な取り組みが行われていないという現状を改善しなければならないと思われる。本学に設置されている「公務就職支援室」が行う情報提供や書類添削・面接指導等のサポートは、いわゆる一般行政職や警察官・消防官といった公務員志望者を対象としたものであり、また、資格取得をサポートする部署である「エクステンションセンター」においても、教員を目指す学生が少ないことから、教員採用試験対策講座については現在開講されていない。公務就職支援室やエクステンションセンターと協働体制を構築して、教員への就職を体系的に支援していくことが求められる。

まずは、来年度からは、3年生が受講する学部専門科目の「公務員特別演習Ⅱ」に教職志望者を対象としたクラスを開設し、正課の授業においても、教職のキャリア支援を実施していく。また、オンデマンドの教員採用試験対策講座を無料開講する予定であり、学生に早期から採用試験対策を行うように促していく。

<根拠となる資料・データ等>

- 資料 2-2-1 : 学習室周知の案内等
- 資料 2-2-2 : 教員採用試験対策講座案内

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〔現状説明〕

2018 年の再課程認定後の教職課程において、例えば中学校一種免許状（社会）の場合、「教育の基礎的理解に関する科目等」・「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数は施行規則上それぞれ 27 単位・28 単位であるが、本学ではそれぞれ 35 単位・40 単位と、施行規則の基準より多くの単位を課すカリキュラム編成となっている。教育の基礎的理解に関する科目においては、教職課程コアカリキュラムに準拠してシラバスを作成し、授業を実施している。

学生に、幅広い専門的知識を有し、教員としての優れた資質を身につけてほしいという期待のもとで編成されているカリキュラムではあるが、学生にとっては必要単位数が膨大になり、さらに各学部の必修科目などとの時間割上の重複を招いている。その結果、希望する免許状の要件を満たすことができないということにも繋がりがかねない状況であった。

そのため、2022 年度をかけて、学部及び教養教育のカリキュラム刷新に合わせ、適切な規模の教職課程履修者を継続的に確保するとともに、学部教育と連携した効果的・効率的な教職課程運営のため、教職に関する科目、各学部の教科に関する科目の見直しを行った。2023 年度入学生より新しい教職課程カリキュラムが適用されることになる。

〔長所・特色〕

本学では、「教育実践指導論」の授業を通して教育実習の事前・事後指導を行っている。教育実習参加希望者はこの科目を 3 年次秋学期から 4 年生春学期の通年で履修し、先輩の実習記録の読み直しや指導案の作成、模擬授業を通じて、教育実習の具体的なイメージを持った状態で実践に臨むことができる。教育実習後には報告会が行われる。報告者は実習中に得た気づきを共有することによって自身の課題を自覚し、その解決に向けて主体的に取り組んでいく。また、4 年次秋学期に履修する「教育実践演習」においては、教職の基礎的理解に関する科目の担当者と教科の指導法の担当者のオムニバスで授業を展開し、教職・教科・指導法に関する知識・技能の向上を図ることができるような授業内容となっている。

ICT 活用能力に関しては、コロナ禍での遠隔授業において補助資料をパワーポイントで作成し、模擬授業を ZOOM で撮影し指導案を画面共有しながら改善点を議論するなど、ICT を活用して協働作業ができる基本的スキルの育成に努めた。対面授業が基本となった現在も、そのスキルを維持・向上し、実践的指導力へ繋げることができるように指導している。

〔取り組み上の課題〕

法令にのっとり科目が配置されているが、科目間、科目担当者間で連携が十分に取れているとは言えない。2023 年度からスタートする新カリキュラムでは、教育効果の担保は考慮されているものの、必修単位数の削減が行われた。少ない単位数でも教育効果を高められるよう、教育内容について教職課程全体で見直し、教職課程コアカリキュラムをふまえながら科目間の関連や役割分担について議論を深め、より効果的な運用につなげていく必要がある。

また、シラバスにおいてディスカッションやプレゼンテーション等を行うという記載はあるものの、実際そうした活動をどの程度取り入れるかについては、個別の教員の力量や裁量に委ねられているため、FD を通じてまずは「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」等を担当する教員に対してアクティブラーニングの取り組みを広く促していく等の工夫が必要である。

ICT 教育に関しては、GIGA スクール構想を見据え ICT 教育の充実化を考える際、教員側の ICT スキルの向上を優先させる傾向があるが、今後 1 人 1 台端末環境が当たり前となっていく状況に鑑みると、その中で生きる生徒たちが ICT を適切に使いこなす情報活用能力をどのように育てていくかということも重要である。今後は、実際の学校現場で普及率の高い ICT 学習支援ツール（Google Classroom やロイロノート等）を導入し、授業内で効果的に活用していくことを検討したい。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 3-1-1：学則
- ・資料 3-1-2：履修要項
- ・資料 3-1-3：シラバス

基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

〔現状説明〕

実践的指導力の養成のための各教科の指導法や、教育実習の事前事後指導を行う教育実践指導論の授業では、教職課程履修者が比較的少人数である利点を生かし、模擬授業などの実践的な内容に時間を充てることができている。教科の指導法に関する科目等においては、代表者による模擬授業や、グループによる模擬授業の実践ではなく、受講者全員が個人で指導案を作成し、模擬授業を実施し、担当教員の講評や他の履修学生からのアドバイスを受けることができている。学生は授業内で複数回の模擬授業を経験し、教育実習に臨むことができている。

実践的指導力養成の中核をなす教育実習については、教職員が実習校と密に連絡を取り実習生の様子を確認するだけでなく、研究授業の際は教職担当教員が実習校

を訪問し、授業を見学した上で実習生に直接指導を行っている。

また、本学でも座学とともに現場との関わりを重視し、「学校インターンシップ」や「学校ボランティア」などの活動を行っている。「学校インターンシップ」は本学のキャリアセンターが中心となり、希望する学生が夏期休業期間中に学校現場において、授業での学習支援や学級活動の補助等に携わる機会を提供している。また、地域でのボランティア活動は、共通教育科目「学校ボランティア」として開講されており、近隣の小中学校と連携のもと、1 Semesterにわたって週1回、現場での諸活動の支援・補助等に従事する内容となっている。「学校インターンシップ」、「学校ボランティア」ともに教職科目としてではないが、所定の要件を満たした参加者には単位を付与している。

〔長所・特色〕

教職科目の中には、ゲストスピーカーとして元中学高等学校教員を招いて教職に関する講話を行う授業や、スクールカウンセラーや実務経験のある教員が直接学生指導にあたる授業があり、多様な人材を活用しながら現場での実践力を備えた教員の養成を目指している。また、外部企業とのコラボレーションイベント等をとおして探究学習などに積極的に取り組んでおり、学内の学生同士だけではなく外部の人との関わりの中で応用力を養う機会もある。

地域との連携としては、学校教育の充実のために八尾市教育委員会と連携を図っており、スクールサポーターやICT支援員の募集情報などを随時学生に紹介し、積極的な参加を促している。

このように、本学の教職課程履修者は実践的な教育力の形成に資する様々な現場体験の機会に恵まれており、教育実習までに自分の努力次第で教育現場との関係を深めることが可能である。

〔取り組み上の課題〕

インターンシップやボランティア等、現場を体験して直接生徒と触れ合う機会が制度的には整備されているものの、教職課程履修者間での認知度は低く、参加者は多くない。まずは本学にそのような制度があることを周知し、特に教職課程履修者に対しては、社会的な活動への参加を呼びかけ、地域社会へ貢献するよう奨励していきたい。また、参加にあたっては、事前指導として学校現場での常識やマナーに関する諸注意を受けること、事後指導として体験の振り返りを行うことを条件とし、大学の責任の下で教員志望の意欲あふれる学生を送り出し、学生の成長を確認する必要がある。

本学の教職課程は、地域との連携という観点から見ると不十分な部分が多い。今後は、教育委員会及び近隣の小・中・高等学校等と組織的な関係を構築し、ボランティア活動の活性化や教員採用試験合格者の拡大という点で連携の強化を図りながら、

学生の指導や教職課程のさらなる充実につなげていく必要がある。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 3-2-1：シラバス（再掲）

Ⅲ. 総合評価

本学の教職課程は、経済学部と法学部の2学部において展開され、建学の理念に基づいてその目標が明確に定められており、教務部の下に置かれた教職課程専門委員会を軸に、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等の改正にも対応しながら、適切に運営されている。

実務経験のある教員が授業を担当することによって学生の専門性を高める努力を行うと同時に、教職課程学習室を設置し、学校におけるインターンシップやボランティア等の機会を提供するなど、教職を目指す学生を全面的に支援している。また、Teamsを導入し、教員と職員、学生間でミーティングや連絡手段として使用したり、ガイダンスや教員採用試験の案内あるいは教育委員会からの募集情報等を共有したりしていることも、教職課程を履修する学生へのサポート向上の一助となっていると考えられる。

その一方で、本学の教職課程および従来の支援には課題や改善点も多く見られる。例えば、「基準項目3-1」でも触れたように、教職科目間・担当者間での連携が不十分なため、今後はFDや授業見学等を通じて議論や調整を行わなければならない。また、教職課程自習室や学校現場でのインターンシップ、ボランティアについては、実情に即した形に整備した上で学生に周知し、積極的な利用や参加を呼びかける必要がある。そのためには「基準項目3-2」でも述べたが、地域との結びつきを強化し、大学近隣の小中高等学校との関係の構築と維持が求められるだろう。

そして本学が直面している最大の課題は、「基準項目2-2」でも指摘したとおり、教職へのキャリア支援が組織的なレベルで確立されていないという点である。そもそも教職課程履修者が少なく、中学校社会、高等学校地理歴史・公民の教員採用試験の競争倍率が極めて高いこともあり、教員免許状を取得しても教職に就かない学生が圧倒的に多い現状がある。とはいえ、教職に就くことを強く志望する学生も一定数存在するため、教員採用試験対策講座や正課のキャリア支援に関する授業等の充実を検討していく必要があると考えられる。

教職課程を履修する学生の確保については、授業やガイダンスを通じて教員という仕事の魅力を伝え、適切な規模の教職課程履修者を確保することから始めていきたい。全学的な体制の下でこのような取り組みに注力していくことは、教職課程履修者の満足度向上はもちろん、本学の広報における訴求ポイントの一つとなり得る。本学の教職課程は、教職員が力を合わせ、教員志望学生のモチベーションにしっかりと応えられるような教職指導を実施し、体系的な支援体制を整える時期に今差し掛かっている。

IV 「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス

本報告書の作成は、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価が義務化されたことに伴い、教職課程担当教員・職員により実施された。

自己点検・評価ガイドラインをふまえて、観点項目を設けて、本学の教職課程の全体的な点検を行った。報告書作成にあたってはホームページや履修要項、シラバスなど様々な資料を参照にして、本学の教職課程やその運営のあり方、あるいは課外の教職支援等について所定の基準領域ごとに振り返った。

令和5年1月に担当で検討会を行い、本学の現状と課題を整理した。それをふまえ、2月から執筆に着手し、5月に報告書案としてまとめた。

その後、5月の教務委員会及び教授会での報告・審議を経て、学長による稟議決裁を受け、完成させた。

今回浮き彫りになった課題については、今年度の教職課程専門委員会においてメンバー間で共有を図り、本格的に施行される自己点検・評価を組織的、系統的に進めていきたい。

V 現況基礎データ一覧

令和5年3月31日現在

法人名 大阪経済法律学園					
大学・学部名 大阪経済法科大学/ 経済学部・法学部					
学科・コース名（必要な場合） 経済学科・法律学科					
1 卒業生数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 令和4年度卒業生数					505
② ①のうち、教員免許状取得者の実数 （複数免許状取得者も1と数える）					6
③ ①のうち、教員免許状取得者の延べ数					12
内訳	中学校教諭一種 免許(社会)	高等学校教諭一種 免許(地理歴史)	高等学校教諭一種 免許(公民)	合計	
経済学部	3	3	2	8	
法学部	2	1	1	4	
④ ②のうち、教職に就いた者の数 （正規採用+臨時的任用の合計数）					0
④のうち、正規採用者数					0
④のうち、臨時的任用者数					0
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
経済学部 教員数	17	7	0	1	0
法学部 教員数	14	11	0	1	0
合計	31	18	0	2	0